

男女共同参画推進センター企画委員に関する規約

（目的）

第1条 男女共同参画推進センターが行う事業について、ジェンダーの視点と専門性を生かし、市民参画を推進するため、男女共同参画推進センター企画委員（以下「企画委員」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 企画委員は男女共同参画推進センターの職員とともに男女共同参画推進センターの主催事業の企画、運営にあたる。

（定数等）

第3条 企画委員は20人以内とする。

2 企画委員は市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

（招集）

第5条 企画委員の会議は市民生活部男女共同参画課長が招集する。

（庶務）

第6条 企画委員に関する庶務は男女共同参画推進センターで処理する。

附 則

この規約は、平成4年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。